特集

2020年分所得税

確定申告の手引き

# ２０２１税制改正大綱をよむ

税理士　疋田　英司

２０２０年12月10日、自民党・公明党は２０２１（令和３）年度税制改正大綱（与党大綱）を発表しました。これに続く21日、政府は「税制改正の大綱」（政府大綱）を閣議決定し、これをもとに税政改正法案として現在開かれている通常国会で審議しています。今国会で成立後、指定された施行日から適用される予定です。

与党大綱は、①基本的考え方②具体的内容③検討事項――の３部構成となっています。一方、政府大綱は、②具体的内容がほぼ転記されているものの、①は簡略化された上に、③の記載はありません。しかし、与党大綱の①基本的考え方に、来年以降に続く政策のポイントが書かれています。

このため本稿では、与党大綱の①と③、政府大綱の②をもとに改正案の紹介をします。

## 新型コロナ感染拡大に備えるためデジタル化を進める措置

新型コロナ感染症拡大の影響を受けて、なんらかの税制上の対応策が示されるものと期待されていました。景気の悪化が進む中で、消費税減税をはじめとした生活者や医療従事者への配慮を求める声が与野党を問わず高まっていました。しかし、残念ながら消費税の減税についてはなんら言及されることはありませんでした。

新型コロナ感染症については、感染拡大の初期（２０２０年４月６日）に緊急経済対策における税制上の措置を行ったとして、与党大綱はウイズコロナ・ポストコロナのためのデジタル化を推進する投資には減税するという方針を目玉にしています。

**❶デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設**

毎年大綱には政府が目玉とする政策の新語が盛り込まれます。今年はＤＸです。ＤＸとはデジタルトランスフォーメーションの略で、政府は単にＩＴ化を進める以上に、デジタルを利用した情報を統制する社会への急速な変化を求めています。具体的にはマイナンバーを軸にした個人情報を管理する電子政府を推進し、それを支えるデジタル産業の推進をめざす政策に合致する投資には減税などの優遇を与える制度です。健康保険証のマイナンバーカード化や医療情報の共有化の仕組みに対応する投資などがこれにあたります。

**❷試験研究をおこなった場合の税額控除制度**

コロナ禍を通じて社会の構造変化に対応する必要があるために試験研究費を増加させた場合、税金の25％までの減税されていたものを30％まで上限を切り上げます。

**❸給与等の引き上げ及び設備投資を行った場合の税額控除の見直し**

従来、在勤者の給与を賃上げすると税の優遇を利用できましたが、改正案では新規雇用した場合に優遇される制度に変更される予定です。

**❹繰越欠損金の控除上限の特例の創設**

企業の欠損金は全額繰り越しが認められていますが、大企業には欠損金の上限が50％でした。今回の改正案では上限を撤廃する予定です。

## M&Aを促進するため経費化できる措置

M&Aとは企業買収のことです。企業を買収した場合、通常は会社の株を買い取ることになります。この場合、株の買い取り費用は必要経費になりません。その株を転売するときにのみ経費にすることができます。しかし、今回の税制改正案では一定の条件のもとで70％まで経費として落とすことができます。

## 住宅取得資金贈与の見直し

２０２１（令和３）年４月１日から同年末までの贈与の非課税限度額は１２００万円ですが、１５００万円に引き上げます。この額が適用できる建物の条件は耐震・省エネ・バリアフリーのいずれかに該当すると認証される建物である必要があります。これに該当しない場合は５００万円減額され１０００万円になります。

## 教育資金贈与制度の見直し

教育資金贈与として金融機関に信託された資金は、贈与者死亡した場合でも課税対象にされず、受贈者が30歳になった時点などで使いきれなかった教育資金に対して贈与税が課税されていました。今回の改正案では、贈与者が死亡した時点で相続税が課税されることとなります。しかし、例外として、22歳以下、学校等に在学などの場合は従来かと同じ取り扱いです。

## 個人の事業用資産の納税猶予制度の拡充

被相続人または贈与者が事業の用に使っていた乗用自動車（取得価額５００万円以下の部分）で、青色申告の貸借対照表に計上されているものが追加されます。

## 相続税・贈与税のあり方

「資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税」という回りくどい伝え方をしていますが、平たく言えば、節税のために生前贈与をしても相続税で課税する方針を示しています。現在では相続開始前３年以内の贈与は相続財産に組み入れる制度ですが、それをすべての贈与を相続時精算課税制度にするとための検討が進められています。相続対策は早く始めることが求められます。

## カジノの儲けは非課税？

ＩＲに関する税制として非居住者（外国人観光客）に対するカジノ所得は非課税とする措置を令和４年度以降の税制改正で具体化するとされています。

なお、居住者（日本国民）のカジノ所得は課税されます。一方で公営ギャンブルも含めてギャンブル所得の把握をどのように進めるか税制調査会でも議論されており、マイナンバーカードを利用した所得の把握が議論されていたようですが、そのことは触れられていません。

## ファンドマネージャーの所得税は20％

株式等の売買益や配当所得は分離課税とされて20％（別途復興税が追加されます）の固定税率です。

今回の改正でファンドマネージャーの所得にも分離課税制度が利用できるようにされています。これは職業によって税負担の不公平を招くものです。

さらに、そのファンドマネージャーが死亡した場合の相続税は、日本国内の財産のみが課税とされ、国外財産は非課税にするとされています。ファンドマネージャーに対して特別な税制をつくろうとしています。

納税環境整備

## 税務書類の押印義務の見直し

行政文書から印鑑をなくすとりくみの一環として、税務書類への印鑑が省略されます。

具体的には実印の押印を必要とするなど一部の例外を除く税務書類に対して施行日（令和３年４月１日）以後に提出する税務関係書類の押印は要しないこととなります。また、施行日前の書類についても押印がなくても改めて求めないこととするとされています。電子申告が普及し、現実に押印の機会がなくなってきていることから、紙提出に対しても押印を求めないこととなります。

## 電子帳簿保存制度の見直し

従来は紙での帳簿保存が義務付けられており、電子帳簿を採用する場合は事前に税務署長の承認を受けなければなりませんでした。承認がない間はたとえ電子帳簿を作っていても、税務調査で開示する義務がある帳簿は紙形式の帳簿です。

今回の改正案では電子保存の承認がなくなります。したがって、納税者や税理士が作成した会計ソフトなどの電子データも質問検査権の対象文書となります。それがクラウド化された会計システムの場合、税務職員が会計データのダウンロードを求めることができると制度改正を予定しています。同時に、データ処理された帳簿の隠蔽や改ざんが行われた場合の加算税は、従来の加算税率にさらに10％加算した率で賦課決定するとされています。脱税は当然許されることではありませんが、紙形式よりもスキャナ保存されたデータの方が罰金を高くする厳罰化を考えているようです。

## 事業税の社会保険診療報酬の非課税制度廃止は見送り

毎年、検討課題に記されている事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税の見直しについては、今年も引き続き検討対象とする、と述べています。

以上のとおり、苦境に苦しむ庶民のための税制は盛り込まれていません。緊急事態宣言下で、庶民に寄り添う税制を求めたいものです。

### 2021年度与党税制改正大綱の主な内容

| | |
|---|---|
| **個人向け** | |
| 住宅ローン減税 | 13年間の控除が受けられる特例の入居期限を22年末まで延長。面積要件は50平方㍍以上から40平方㍍以上に緩和 |
| エコカー減税 | 新車の７割が減免となる現状を維持。クリーンディーゼル車の一律免税は廃止 |
| **企業向け** | |
| 脱炭素やデジタル化を促す税制 | 脱炭素につながる設備投資額の最大10％、クラウドによるデータ共有に関する設備投資額の最大５％を法人税額から差し引く |
| 雇用増を促す税制 | 雇用増などで新規採用者や全雇用者の給与総額を上げた企業の法人税額を軽減 |
| 中小企業の再編を促す税制 | 中小企業がM＆Aをする際のリスクに備えた準備金を費用として認め、法人税の支払いを先延ばし |
| **個人・企業向け** | |
| 固定資産税の負担軽減 | 21年度に限り、地価の上昇で税額が上がる土地について、20年度の税額に据え置く |
| 税務手続きの簡素化 | 税務手続きでの押印を原則廃止。スマホアプリによる納税も可能に |

出典：「朝日新聞」2020年12月11日付